

19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

(単位：千円)

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
平 成 10 年 度	89,354,313	2,343,430	91,697,743
11	86,446,090	2,340,617	88,786,707
12	83,153,993	2,337,505	85,491,498
13	75,762,840	2,133,198	77,896,038
14	81,384,014	2,422,986	83,807,000
15	83,560,936	0	83,560,936
源 泉 所 得 税	43,352,542	0	43,352,542
申 告 所 得 税	5,084,142	0	5,084,142
法 人 税	11,285,094	0	11,285,094
消 費 税	203	0	203
消 費 税 及 地 方 消 費 税	23,202,018	0	23,202,018
そ の 他	636,937	0	636,937
合 計	83,560,936	0	83,560,936

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の還付金（過誤納金を含む。）の処理状況を示したものである。

- 用語の説明：1. **還付金**とは、年税額より予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を還付する金額をいう。
2. **支払命令官**とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのものをいう。
3. **支払委託官**とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものをいう。
4. **過誤納金**とは、目的を欠く国税としての納付があったことによる国の不当利得の返還金であり、次の二つに分けられる。

(1) 過 納 金

納付時には納付すべき確定した税額があったが、後になって、その納付すべき税額が消滅又は減額（減額更正、課税処分を取り消し等）した場合に発生する金額。

(2) 誤 納 金

国税として納付されたが、それに対する国税債務がない場合に発生する金額。

（注）還付加算金を含む。